

令和8年（2026年）5月

# 平塚市議会臨時会議案



## 議 案 目 次

	ページ
報告第 2 号 専決処分の報告について .....	1
議案第 2 6 号 専決処分の承認について 〔平塚市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する 軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関す る条例の一部を改正する条例〕 .....	7
議案第 2 7 号 専決処分の承認について 〔平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例〕 .....	1 7
議案第 2 8 号 専決処分の承認について 〔令和 7 年度平塚市一般会計補正予算〕 .....	2 7
議案第 2 9 号 専決処分の承認について 〔令和 7 年度平塚市競輪事業特別会計補正予算〕 .....	3 1
議案第 3 0 号 専決処分の承認について 〔令和 7 年度平塚市国民健康保険事業特別会計補正予算〕 .....	3 5
議案第 3 1 号 専決処分の承認について 〔令和 7 年度平塚市介護保険事業特別会計補正予算〕 .....	3 9
議案第 3 2 号 固定資産評価員の選任について .....	4 3
議案第 3 3 号 令和 8 年度平塚市一般会計補正予算 .....	別冊



報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月15日提出

平塚市長 落合克宏



別 紙

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年2月4日

平塚市長 落合克宏



## 別 紙

### 1 賠償の理由

令和7年11月5日（水）午後3時15分頃、建築住宅課職員の運転する小型乗用車が、なぎさふれあいセンター駐車場において駐車のため後退した際、市車両の右側面が当該駐車場に駐車していた相手方車両の左前部に接触し、これを破損させたものです。

これは、当方職員の安全確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

### 2 賠償の金額

賠償金	364,309円
（内訳）車両修繕料	205,909円
代車代	158,400円

### 3 賠償の相手方

平塚市東中原一丁目7番1号  
株式会社 ヒラボウ

### 4 支払方法

賠償金は、平塚市田村一丁目1番4号 株式会社湘南マツダ平塚店及び平塚市横内4089番地の1 スカイレンタカー関東株式会社平塚田村店に支払う。



専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出

平塚市長 落合克宏



別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平塚市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

..... 別紙

令和8年3月31日

平塚市長 落合克宏



## 別紙

平塚市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(平塚市市税条例の一部改正)

第1条 平塚市市税条例（平成元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第27条の2から第27条の4までを削る。

第28条（見出しを含む。）並びに第29条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第30条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「附則第61項」を「附則第48項」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第31条（見出しを含む。）及び第32条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第48条第1項第2号中「、第27条の3」を削る。

附則第20項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）」を付する。

附則第21項の見出しを削る。

附則第22項及び附則第23項を削る。

附則第24項の前の見出しを削り、同項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第25項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第26項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第27項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第28項の見出しを削り、同項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同項を附則第26項とする。

附則第29項の前の見出しを削り、同項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同項を附則第27項とする。

附則第30項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同項を附則第28項とする。

附則第31項を削る。

附則第32項の前の見出しを削り、同項中「附則第15条第25項第4号イ」を「附則第15条第24項第4号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を附則第29項とし、同項の次に次の1項を加える。

30 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第33項及び附則第34項を削る。

附則第35項の見出しを削り、同項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を附則第31項とし、同項の次に次の1項を加える。

32 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第36項の前の見出しを削り、同項各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改め、同項を附則第33項とし、同項の前に見出しとして「（改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）」を付する。

附則第37項中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項

に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項を附則第34項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

35 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第38項の前の見出しを削り、同項を附則第36項とし、同項の前に見出しとして「（特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）」を付する。

附則中第39項を第37項とし、第40項を第38項とし、第41項から第50項までを削る。

附則第51項の前の見出しを削り、同項中「の種別割」を削り、「附則第57項から第59項まで」を「附則第45項及び第46項」に改め、同項を附則第39項とし、同項の前に見出しとして「（軽自動車税の賦課徴収の特例）」を付する。

附則第52項中「の種別割」を削り、同項を附則第40項とする。

附則第53項中「の種別割」を削り、同項を附則第41項とする。

附則第54項の前の見出しを削り、同項中「附則第59項まで」を「附則第46項まで」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第42項とし、同項の前に見出しとして「（軽自動車税の税率の特例）」を付する。

附則第55項中「の種別割」を削り、同項を附則第43項とする。

附則第56項の表以外の部分中「の種別割」を削り、「附則第54項」を「附則第42項」に改め、同項の表附則第54項の表以外の部分の項中「附則第54項」を「附則第42項」に、「附則第56項」を「附則第44項」に改め、同表附則第54項の表の部分の項中「附則第54項」を「附則第42項」に改め、附則第56項を附則第44項とする。

附則第57項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第45項とする。

附則第58項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日から」を「令和7年4月1日から」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同項を附則第46項とする。

附則中第59項を削り、第60項を第47項とする。

附則第61項中「の種別割」を削り、同項を附則第48項とする。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「の種別割」を削る。

第2条中「第442条第3号」を「第442条第1号」に、「第463条の18」を「第451条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

4 第1条の規定による改正後の平塚市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令

和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

5 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

7 この条例の施行前にした行為及び附則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる軽自動車税の環境性能割に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



議案第27号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出

平塚市長 落合 克 宏



別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例… 別紙

令和8年3月31日

平塚市長 落 合 克 宏



平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に1項を加える改正規定を次のように改める。

第2条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。

第7条の改正規定の次に次のように加える。

第11条第1項各号列記以外の部分中「並びに第2条第4項本文」を「、第2条第4項本文」に、「の合算額」を「並びに第2条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からそれぞれ当該各号のキ、ク及びケに定める額を減額して得た額（当該減額した額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額」に改め、同項第1号ア中「1万9,971円」を「2万1,630円」に改め、同号イ（ア）中「1万2,950円」を「1万3,930円」に改め、同号イ（イ）中「6,475円」を「6,965円」に改め、同号イ（ウ）中「9,713円」を「1万448円」に改め、同号ウ中「8,008円」を「8,120円」に改め、同号エ（ア）中「5,194円」を「5,250円」に改め、同号エ（イ）中「2,597円」を「2,625円」に改め、同号エ（ウ）中「3,896円」を「3,938円」に改め、同号オ中「8,183円」を「8,400円」に改め、同号カ中「4,039円」を「4,060円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
838円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保

険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 (ア) から (ウ) までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ (ア) から (ウ) までに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 541円

(イ) 特定世帯 1世帯について 271円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 406円

第11条第1項第2号ア中「1万4,265円」を「1万5,450円」に改め、同号イ(ア)中「9,250円」を「9,950円」に改め、同号イ(イ)中「4,625円」を「4,975円」に改め、同号イ(ウ)中「6,938円」を「7,463円」に改め、同号ウ中「5,720円」を「5,800円」に改め、同号エ(ア)中「3,710円」を「3,750円」に改め、同号エ(イ)中「1,855円」を「1,875円」に改め、同号エ(ウ)中「2,783円」を「2,813円」に改め、同号オ中「5,845円」を「6,000円」に改め、同号カ中「2,885円」を「2,900円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 599円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 28円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 (ア) から (ウ) までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ (ア) から (ウ) までに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 386円

(イ) 特定世帯 1世帯について 193円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 290円

第11条第1項第3号ア中「5,706円」を「6,180円」に改め、同号イ(

ア) 中「3,700円」を「3,980円」に改め、同号イ(イ)中「1,850円」を「1,990円」に改め、同号イ(ウ)中「2,775円」を「2,985円」に改め、同号ウ中「2,288円」を「2,320円」に改め、同号エ(ア)中「1,484円」を「1,500円」に改め、同号エ(イ)中「742円」を「750円」に改め、同号エ(ウ)中「1,113円」を「1,125円」に改め、同号オ中「2,338円」を「2,400円」に改め、同号カ中「1,154円」を「1,160円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 155円

(イ) 特定世帯 1世帯について 78円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 116円

第11条第2項第1号ア中「2万4,251円」を「2万6,265円」に改め、同号イ中「2万1,398円」を「2万3,175円」に改め、同号ウ中「1万7,118円」を「1万8,540円」に改め、同号エ中「1万4,265円」を「1万5,450円」に改め、同項第2号ア中「9,724円」を「9,860円」に改め、同号イ中「8,580円」を「8,700円」に改め、同号ウ中「6,864円」を「6,960円」に改め、同号エ中「5,720円」を「5,800円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに定める額を減額した世帯 1,018円
- イ 前項第2号キに定める額を減額した世帯 898円
- ウ 前項第3号キに定める額を減額した世帯 719円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 599円

第11条第3項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、「(当該減額して得た額が、それぞれ第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書又は同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、これらの規定に定める額)」を削り、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条第4項第2号の規定により算定した被保険者均等割額(第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条第4項第3号の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第11条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均

等割額（前3項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第28号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出

平塚市長 落合克宏



別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度平塚市一般会計補正予算（第8号）…………… 別冊

令和8年3月31日

平塚市長 落 合 克 宏



専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出

平塚市長 落合克宏



別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度平塚市競輪事業特別会計補正予算（第4号）…………… 別冊

令和8年3月31日

平塚市長 落合克宏



専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出

平塚市長 落合克宏



別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度平塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）…………… 別冊

令和8年3月31日

平塚市長 落 合 克 宏



専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出

平塚市長 落合克宏



別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度平塚市介護保険事業特別会計補正予算（第6号）…………… 別冊

令和8年3月31日

平塚市長 落 合 克 宏



固定資産評価員の選任について

次の者を本市固定資産評価員に選任したいので、同意を求める。

令和8年5月15日提出

平塚市長 落合克宏

中郡大磯町月京 [REDACTED]

[REDACTED]